

所得税（国税）の源泉徴収義務者の方へ

◆ 給料（賃金）や利子・配当、退職金、弁護士・税理士などへ報酬などを支払う個人および法人（源泉徴収義務者）は、所定の方法で所得税（国税）を計算して、その支払をする際に差し引き、まとめて税務署に納付しなければなりません。

このうち、給与（賃金）の源泉徴収義務者が、従業員（給与受給者）の一年間の給与からその年の所得税を計算・確定し、源泉徴収した所得税と精算（年末調整）することで、従業員の所得税の納税が完了します（これにより、給与所得者の多くは所得税の確定申告の必要がありません）。

その際、源泉徴収義務者は、従業員（給与受給者）に「源泉徴収票」を交付し、税務署に「法定調書」を作成し提出する必要があります（また、あわせて、従業員（給与受給者）の住所地の市町村には「給与支払報告書」を提出しなければなりません）。

これらの交付や提出は、平成31年1月31日（木）までに行う必要があります。

源泉徴収・年末調整で使用する用紙や法定調書、手引き、源泉徴収税額表などは、村役場・芝税務署の窓口や、[国税庁ホームページ](#)内「[源泉徴収義務者の方](#)」から取得できます（手書き用の、複写式「給与支払報告書」「源泉徴収票」は、窓口配布のみです。必要な種類と枚数をご確認の上、ご来庁ください）。



◆ 年末調整等に関する説明会の開催

給料（賃金）や利子・配当、退職金、弁護士・税理士などへ報酬などを支払う個人および法人（源泉徴収義務者）が行う次の事務・手続きについて、芝税務署による説明会が開催されます。

【内容】

「年末調整の仕方」「法定調書の作成」
途中、消費税の軽減税率制度等の概要説明も行います。

【母島】

・日時 11月29日（木）
午前9時30分～午前11時30分
・場所 母島支所2階会議室

【父島】

・日時 11月30日（金）
午前9時30分～午前11時30分
・場所 村役場2階会議室

● 問合せ先 ●

芝税務署 03-3455-0551

【源泉徴収・年末調整について】

源泉所得税担当 内線 303235

【法定調書について】

管理運営第1部門 内線 101213

【消費税の軽減税率制度について】

法人課税第2部門 302123

※自動音声案内に従い「2」を押し、交換手に内線番号をお伝えください。

なお、一般的なご質問や、お問い合わせは「1」を押し、電話相談センターをご利用ください。

【本記事・説明会の会場について】

小笠原村財政課税務係 2-3112